

第5次 刈谷市 地域福祉計画

刈谷市成年後見制度利用促進計画 刈谷市再犯防止推進計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

概要版

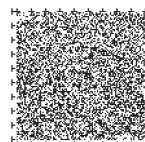
参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち



刈谷市・刈谷市社会福祉協議会

視覚に障害のある方もご利用いただけるように「音声コード(Uni-Voice:ユニボイス)」を付けました。スマートフォン等で専用アプリをダウンロードし、コードを読み取ることで、自動で文章を読み上げます。

※Uni-VoiceはUni-Voice事業企画株式会社の登録商標です。



地域福祉計画

第5次刈谷市地域福祉計画について

市の「地域福祉計画」と市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。

福祉分野の個別計画を横断的につなぐとともに、他分野の計画とも連携を図ります。

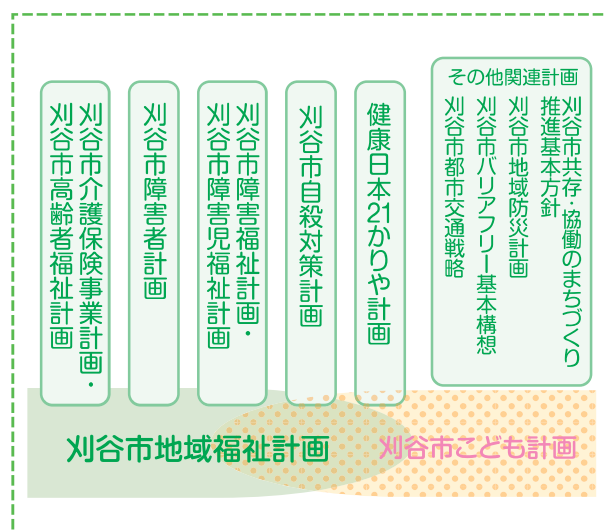
第5次刈谷市地域福祉計画

地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画

地域福祉活動計画

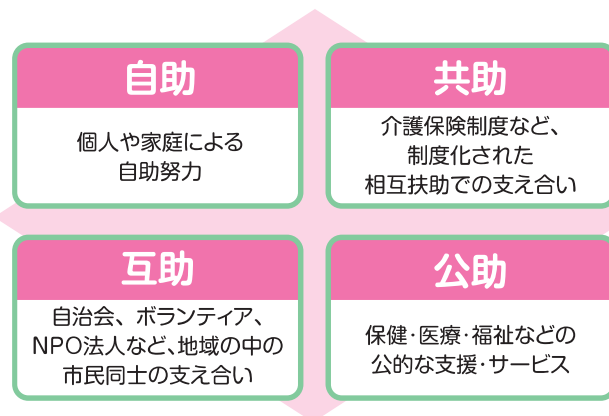
地域住民や関係団体・企業などが協働して地域福祉を推進するための民間の活動・行動計画



地域福祉とは

市(行政)、市社会福祉協議会、福祉関係者、事業者、各種団体、地域住民などが共に助け合い、支え合いながら、暮らしやすいまちづくりを進めていこうとする取組のことです。

地域福祉においては、自助・互助・共助・公助の役割分担と相互の連携・協働により、地域における多様な生活課題の解決を目指します。



計画策定にあたっての課題

本市の現状、各調査結果、第4次計画の振り返りから、課題を次の9つに整理しました。

- 1 地域福祉に関する関心の喚起、福祉教育の充実
- 2 ボランティア活動の活発化
- 3 地域活動の担い手の確保
- 4 地域住民のつながりづくり、地域の絆の再生
- 5 地区社会福祉協議会及び福祉委員会活動についての周知と充実
- 6 地域生活課題を抱える人を適切な支援につなぐ仕組みづくり
- 7 様々な活動団体の連携促進
- 8 地域防災力の強化
- 9 包括的支援体制の構築

本計画との関りの深いSDGsの7つのゴール



地域住民が住み慣れた地域で一個人として尊重され、住民の幅広い参画を得ながら共に支え合う『地域共生社会』の実現を目指します。

参加と支え合いで築く 共に暮らせるまち



施策の方向

福祉の心の醸成
—人づくり—

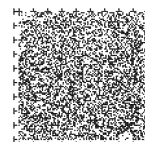
- ① 福祉教育の充実
- ② 地域福祉活動の担い手の育成
- ③ ボランティアの育成・支援

地域福祉活動の推進 ——地域づくり——

- ① 地域福祉活動の支援
- ② 見守り活動の推進
- ③ 集いの場の充実
- ④ 防災・防犯対策の推進
- ⑤ 連携と協働の推進

総合的な支援体制の充実 ——体制づくり——

- 1 福祉サービスに関する情報提供
- 2 包括的な相談支援体制の構築
- 3 公的なサービスの充実
- 4 誰もが住みやすい都市環境づくり



福祉の心の醸成 —人づくり—



市民・地域の取組

- 地域の実情に合った講座などの開催及び積極的な参加
- 地域で活躍できる機会の提供、地域福祉活動への積極的な参加
- ボランティア活動への積極的な参加

…など

行政・社会福祉協議会の取組

福祉教育の充実

学校教育などにおける福祉教育の推進

- 幼稚園・保育園での福祉教育の推進
- 小中学校などでの福祉教育の推進

生涯学習としての福祉教育の推進

- 福祉に関する講座の実施
- イベントや施設での体験による福祉の理解
- ボッチャを通じた福祉の啓発

職員に対する福祉研修の実施

- 新規採用職員への研修の実施
- 保育教諭への研修などの実施
- 教職員への研修の実施
- 福祉専門職への研修の実施

地域福祉活動の担い手の育成

地域福祉活動の機会の提供

- 気軽に参加できる地域での活動機会の提供

地域で活躍する人材の育成

- まちづくり及び地域福祉活動に関する人材の育成
- 防災などに関する人材の育成
- こころとからだに関する人材の育成
- 認知症に関する人材の育成

ボランティアの育成・支援

ボランティアへの関心の喚起

- 気軽に参加できるボランティアの機会の提供
- ボランティア活動の紹介及び周知

ボランティア活動・団体への支援

- ボランティアセンターの機能向上
- ボランティア団体への活動支援

成果指標

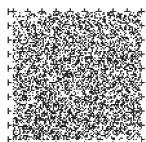
指標項目

参考値
(平成 30 年)

現状値
(令和 5 年)

目標値
(令和 11 年)

地域での助け合いに関心のある人が多いと思う割合(そう思う+まあまあそう思う)	一般市民意識調査	—	18.8%	23.0%
福祉を学んだことにより意識が変化した人の割合(変わった)	若年者意識調査	72.8%	74.4%	75.0%
ボランティア活動への参加割合(参加している)	一般市民意識調査	10.5%	10.1%	13.0%



地域福祉活動の推進 ——地域づくり——



市民・地域の取組

- 地区社協・福祉委員会などによる地域福祉活動の充実
- あいさつや声かけなどによる住民相互の「顔の見える関係」づくり
- 地域の集いの場やサロン活動などへの積極的な参加
- 災害時に助け合える関係づくりの構築、地区の防災力の向上
- 多様な団体の交流の機会への積極的な参加

…など

行政・社会福祉協議会の取組

地域福祉活動の支援

地区社協・福祉委員会などの活動の充実と周知

- 地区社協及び福祉委員会で活躍する人材の育成
- 地区社協・福祉委員会の周知
- 地域福祉活動などに対する活動支援

見守り活動の推進

地域における見守り活動の充実

- 地域の見守り活動に対する支援
- 個別対応などに対する支援

集いの場の充実

地域における集いの場の充実

- 各種集いの場などの提供

地域住民が主体となって運営するサロンなどの充実

- 各種サロンなどの運営支援

防災・防犯対策の推進

地域の自主防災活動の充実

- 地区の防災活動への支援
- 支援が必要な人への対策

地域の防犯活動の充実支援・交通安全の啓発

- 見守り活動の支援
- 防犯活動の普及・促進

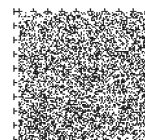
連携と協働の推進

市民団体・事業所などとの連携と協働の推進

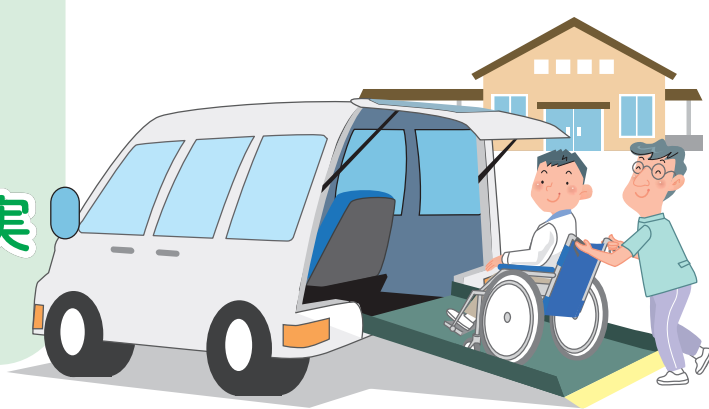
- 団体同士の交流の場の提供
- 団体同士の連携の推進

成果指標

指標項目		参考値 (平成 30 年)	現状値 (令和 5 年)	目標値 (令和 11 年)
刈谷市の地域福祉が進んだと感じる割合 (非常に進んだ＋やや進んだ)	一般市民 意識調査	16.9%	11.8%	17.0%
地域のつながりが強いと感じる割合 (強い＋どちらかといえば強い)	一般市民 意識調査	25.6%	19.4%	26.0%
民生委員・児童委員の認知度 (委員も活動内容も知っている)	一般市民 意識調査	10.2%	7.2%	10.0%
自主防災組織の認知度 (名前も活動も知っている)	一般市民 意識調査	27.1%	20.3%	27.0%



総合的な支援体制の充実 ——体制づくり——



市民・地域の取組

- 地域福祉活動に関する情報発信
- バリアフリーやユニバーサルデザインの理念への理解

…など

行政・社会福祉協議会の取組

福祉サービスに関する情報提供

様々な媒体などを活用した情報提供

- 各種行政サービスなどの周知

包括的な相談支援体制の構築

重層的支援体制整備事業の実施

- 包括的相談支援
- 多機関協働
- アウトリーチなどを通じた継続的な支援の実施
- 参加支援
- 地域づくりに向けた支援

専門的な相談支援体制の充実

- 高齢者に関する相談支援
- 障害に関する相談支援
- 子ども・子育てに関する相談支援
- 生活困窮者などに関する相談支援
- ひきこもりに関する相談支援
- 福祉全般に関する相談支援
- DV被害者や犯罪被害者などへの相談支援

公的なサービスの充実

地域で自立した日常生活を送るためのサービスの充実

- 高齢者に対する福祉サービスの充実
- 障害のある人に対する福祉サービスの充実
- 子育て世帯に対する福祉サービスの充実
- 生活困窮者に対する福祉サービスの充実

社会参加の促進

- 高齢者の社会参加への支援
- 障害のある人の社会参加への支援
- 生活困窮者の社会参加への支援

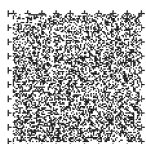
誰もが住みやすい都市環境づくり

ユニバーサルデザインの導入、公共交通の充実

- バリアフリー及びユニバーサルデザインの導入
- 路線バスの維持及び充実
- 「かりまる」の充実
- 地域の特性に応じた多様な交通手段の検討
- 市民・交通事業者と共に創る公共交通の実現

成果指標

指標項目		参考値 (平成30年)	現状値 (令和5年)	目標値 (令和11年)
刈谷市の福祉水準が高いと感じる割合 (非常に高い+やや高い)	一般市民意識調査	20.9%	18.6%	21.0%
社会福祉協議会の認知度 (名前も活動も知っている)	一般市民意識調査	15.4%	11.9%	16.0%
地域包括支援センターの認知度 (名前も活動も知っている)	一般市民意識調査	16.5%	17.2%	18.0%



成年後見制度利用促進計画



■ 成年後見制度利用促進計画について

「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で、ひとりで入院・入所などの契約締結や財産管理などを行うことに不安のある人を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援を行うことを目的とした制度です。

平成28年施行の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下、「促進法」という)に基づき、「地域共生社会」の実現に向け、権利擁護支援の地域連携ネットワークの一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めることとしています。

市町村においては、促進法により基本的な計画を定めるよう努めることとされており、本計画は、この規定に基づき、成年後見制度利用促進に係る基本方針及び施策を明らかにするものです。

計画の期間は、第5次刈谷市地域福祉計画と同じ令和7年度から令和11年度までの5か年です。

■ 成年後見制度を取り巻く状況

現状

- 平成27年度に「成年後見支援センター」を市社会福祉協議会に設置し、相談、手続支援、普及・啓発、法人後見の受任などの活動を推進
- 令和5年4月に中核機関を市と市社会福祉協議会が共同で設置
- 審判請求の代行や利用費用の助成

課題

- 成年後見制度と成年後見支援センターの認知度向上
- 成年後見制度の利用が必要な人の増加に対応するため、市民後見人などの担い手の養成

■ 施策の方向

市の広報紙や市社会福祉協議会の機関紙、パンフレットなどにより広報するとともに、講演会の開催を通じて成年後見制度の普及・啓発を行い、認知度の向上に努めます。

また、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指します。

司法、医療、福祉などが連携し、成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを充実させるとともに、市民後見人などの担い手の養成に取り組みます。

■ 施策の展開

成年後見制度の広報（普及・啓発）

- 広報紙などによる周知
- 講演会の開催
- 専門職を対象とした研修などの実施

成年後見制度利用促進

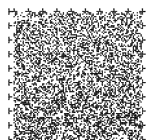
- 相談、手続支援
- 成年後見制度利用支援事業
- 法人後見の受任
- 後見人等への支援

地域連携ネットワークの充実

- 専門職及び家庭裁判所との連携
- 権利擁護支援推進協議会の運営
- 受任候補者の調整

担い手の養成

- 市民後見人の養成



再犯防止推進計画



■ 再犯防止推進計画について

平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国が再犯防止推進計画を策定するとともに、都道府県及び市町村においても「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることが規定されました。

本市においても、「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条の規定に基づく市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画として位置づけ、第5次地域福祉計画と一体的に策定しました。

計画の期間は、第5次刈谷市地域福祉計画と同じ令和7年度から令和11年度までの5か年です。

■ 再犯防止を取り巻く状況

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境、仕事や住む所がない、薬物依存がある、適切な福祉サービスを受けられないなど地域で生活する上で困難を抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

刑法犯検挙者数に占める再犯者率は約5割に達しており、住民が安全で安心して暮らせる社会を構築するために、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が極めて重要な課題となっています。

■ 施策の方向

犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、関係機関などとの連携強化を図るとともに、住民一人ひとりの理解を深める啓発活動や情報発信について継続・拡充を目指します。

■ 施策の展開

就労・住居の確保

- 生活困窮者自立支援制度に基づく事業など、各種支援
- 就労機会の提供、就労の継続を図るための相談、指導及び助言

保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 関係機関と連携、保健医療・福祉サービスの利用促進
- 薬物乱用防止講習会の開催支援

学校などと連携した非行防止活動

- 保護司会の防犯パトロール活動の支援と学校などとの情報共有
- 更生保護女性会の「愛の標語」など、非行防止の啓発活動
- 生活困窮世帯の小中学生などに対する学習支援
- 「すこやか教室」の実施

更生保護団体の活動の促進

- 保護観察所などとの情報共有、連携
- 協力雇用主制度の普及
- 更生保護活動拠点(刈谷保護区更生保護サポートセンター)の提供

広報啓発活動の推進

- 「社会を明るくする運動」の推進

第5次 刈谷市地域福祉計画

刈谷市成年後見制度利用促進計画・刈谷市再犯防止推進計画

令和7年3月

発行：刈谷市・刈谷市社会福祉協議会

刈谷市福祉健康部福祉総務課・生活福祉課

〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地
TEL 0566-62-1012 / FAX 0566-24-3481
TEL 0566-62-1038 / FAX 0566-24-2466
URL : <https://www.city.kariya.lg.jp>

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会

〒448-0024 刈谷市下重原町3丁目120番地
TEL 0566-29-0888 / FAX 0566-27-0678
URL : <http://www.kariyashi.jp>

